笑顔が踊 のように改正する。 るとくしま歯と口腔の が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例 健康づくり 推進条例 (平成二十四年徳島県条例第一号)

改め、 業務従事者及び医療保険者」に、「による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「についての」を「についての、」に、「及び保健医療等業務従事者」を「、保健医療等 よる充実した歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診並びに口腔機能の管理」に を「であって歯科保健及び歯科医療、 中第八号を第十号とし、 第十一条第四号中「科学的根拠」を 同号を同条第九号とし、 同条第七号中「であ 同条第六号の次に次 定期的な歯科に係る検診又は口腔機能の管理」に、 「フッ化物応用その他 0 て歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」 の二号を加える。 の科学的根拠 に改 同条

八〇二〇運動(八十歳になっても自分の歯を二十本以上保つことを目標に、 歯科と医科 の各分野間の連携体制強化 のための取組の推進に関すること。

腔の健康づくりを進める運動をいう。 下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、 )及びオーラルフレ 及び回復させ、 イル対策 (心身の機能の低 並びに当該状態

となることを未然に 防 ぐための取組をい う。 の推進に関すること。

## 村訓

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

寄腔 とから、全身的な疾患の歯と口腔の健康は、健 する必要がある。これが、この条例案を提健康づくりに関する施策を更に推進し、も 健康な生活を送る基礎となるほか 施策を更に推進し、もって県民の生涯にわたる健康状況を踏まえた口腔機能の維持及び回復を目指す取 条例案を提出する 理由 であ び回復を目指す取組等生活習慣病の予防につ る。 の保 保等のな がるこ 増 歯 進に | | | |